

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成十五年福岡県規則第三十五号）の一部を改正する規則
新旧対照表

改正案	現行
<p>(特定施設)</p> <p>第四条 条例第二条第六項に規定する特定施設は、<u>水及び騒音に係る施設</u>ことに、それぞれ <u>別表第一の一及び別表第二の一</u>に掲げる施設とする。</p> <p>(届出)</p> <p>第五条 条例第七条第一項、第八条第一項、第九条第一項若しくは第二項又は第十二条第三項の規定による届出は、別表第三の上欄に掲げる届出の種類に応じ、それぞれ同表の当該中欄に掲げる届出書によつてしなければならない。この場合において、条例第七条第二項（条例第八条第二項又は第九条第三項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める添付書類は、当該下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>(削除)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(排水基準)</p> <p>第八条 条例第二十三条第一項に規定する排水水の汚染状態に係る排水基準は、別表第一の二に掲げるとおりとする。</p> <p>(排水水の汚染状態の測定方法)</p> <p>第九条 条例第二十七条第一項の規定による排水水の汚染状態等の測定の方法は、工場又は事業場の排水基準に定められた事項について、別表第一の二のイの備考第一号及び別表第一の二のロの備考第一号に掲げる検定方法により行うものとする。</p> <p>2 前項の測定の結果は、測定記録表（様式第五号）により記</p>	<p>(特定施設)</p> <p>第四条 条例第二条第六項に規定する特定施設は、<u>ばい煙</u>、<u>水及び騒音に係る施設</u>ことに、それぞれ別表第一上欄、別表第二の一及び別表第三の一に掲げる施設とする。</p> <p>(届出)</p> <p>第五条 条例第七条第一項、第八条第一項、第九条第一項若しくは第二項又は第十二条第三項の規定による届出は、別表第四の上欄に掲げる届出の種類に応じ、それぞれ同表の当該中欄に掲げる届出書によつてなければならない。この場合において、条例第七条第二項（条例第八条第二項又は第九条第三項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める添付書類は、当該下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>第七条 (削除)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>(ばい煙に係る排出基準)</p> <p>第九条 条例第十三条第一項に規定するばい煙に係る排出基準は、別表第一下欄に示す算式によるものとする。</p> <p>(排出口の高さの補正)</p> <p>第十条 条例第十三条第二項第一号に規定する排出口の高さの補正は、別表第一下欄に示す算式によるものとする。</p> <p>(ばい煙量の測定方法)</p> <p>第十一条 条例第二十条の規定によるばい煙の量の測定方法は、別表第一の備考第二号に掲げる測定方法により行うものとする。</p> <p>2 前項の測定の結果は、測定記録表（様式第六号）により記録し、その記録を三年間保存しなければならない。ただし、計量法（平成四年法律第五十一号）第七十七条の登録を受けた者から当該測定に係る測定者の氏名、測定年月日、測定箇所、測定方法及びばい煙濃度の測定結果について証明する旨を記載した同法百十条の二の証明書の交付を受けた場合には、当該証明書の記載をもって、様式第六号による測定記録表（ばい煙）の記録に代えることができる。</p> <p>(排水基準)</p> <p>第十二条 条例第二十三条第一項に規定する排水水の汚染状態に係る排水基準は、別表第二の二に掲げるとおりとする。</p> <p>(排水水の汚染状態の測定方法)</p> <p>第十三条 条例第二十七条第一項の規定による排水水の汚染状態等の測定の方法は、工場又は事業場の排水基準に定められた事項について、別表第二の二のイの備考第一号及び別表第二の二のロの備考第一号に掲げる検定方法により行うものとする。</p> <p>2 前項の測定の結果は、測定記録表（様式第六号）により記</p>

録し、その記録を三年間保存しなければならない。ただし、計量法第七七条の登録を受けた者から様式第六号の採水者、分析者及び測定項目の欄に記載すべき事項について証明する旨を記載した同法第一百十條の二の証明書の交付を受けた場合（同法第七七条ただし書に定める者から当該証明書に相当する書面の交付を受けた場合を含む。）にあつては、当該事項の測定記録表（排出水）への記載を省略することができる。

第十條（第十三條）（略）

（騒音に係る規制基準等）

第十四條 條例第三十四條に規定する騒音に係る規制基準は、別表第二の二のイに掲げるとおりとする。

2 騒音の測定方法は、別表第二の二のロに掲げるとおりとする。

第十五條（第十七條）（略）

（立入検査の身分証明書）

第十八條 條例第四十二條第三項に規定する立入検査をする職員（立入検査の身分証明書）の身分を示す証明書の様式は、立入検査等をする職員の携帶する身分を示す証明書（様式第六号）のとおりとする。

第十九條（略）

（削除）

録し、その記録を三年間保存しなければならない。ただし、計量法第七七条の登録を受けた者から様式第六号の採水者、分析者及び測定項目の欄に記載すべき事項について証明する旨を記載した同法第一百十條の二の証明書の交付を受けた場合（同法第七七条ただし書に定める者から当該証明書に相当する書面の交付を受けた場合を含む。）にあつては、当該事項の測定記録表（排出水）への記載を省略することができる。

第十四條（第十七條）（略）

（騒音に係る規制基準等）

第十八條 條例第三十四條に規定する騒音に係る規制基準は、別表第三の二のイに掲げるとおりとする。

2 騒音の測定方法は、別表第三の二のロに掲げるとおりとする。

第十九條（第二十一條）（略）

（立入検査の身分証明書）

第二十二條 條例第四十二條第三項に規定する立入検査をする職員（立入検査の身分証明書）の身分を示す証明書の様式は、立入検査等をする職員の携帶する身分を示す証明書（様式第七号）のとおりとする。

第二十三條（略）

別表第一（第四條、第九條、第十條、第十一條關係）

ばい煙に係る特定施設及び排出基準

特定施設	規模又は能力	排出基準（許容限度）	
	ばいじん	いおう酸化物	
施設は能力	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
備考	（略）		

別表第一（第四條、第八條、第九條關係）（略）

別表第二（第四條、第十四條關係）（略）

別表第三（第五條關係）

届出の種類	届出書	添付書類
一 特定施設の設置の届出 （條例第七條第一項） 経過措置に伴う届出 （條例第八條第一項） 條例第七條第一項第四号及び第五号に掲げる	汚水に係る特定施設設置・使用・構造等変更届出書 （様式第一号そのロ）	汚水に係る特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置図 汚水に係る特定施設の設置場所を示す図面 汚水に係る特定施設を含む操業の系統の概要図 汚水処理施設の設置場所を示す図面 汚水等の処理の系統の概要図 汚水等の集水及び汚水処理施設までの導水の方法を示す図面

別表第二（第四條、第十二條、第十三條關係）（略）

別表第三（第四條、第十八條關係）（略）

別表第四（第五條關係）

届出の種類	届出書	添付書類
一 特定施設の設置の届出 （條例第七條第一項） 経過措置に伴う届出 （條例第八條第一項） 條例第七條第一項第四号及び第五号に掲げる	ばい煙に係る特定施設設置・使用・構造等変更届出書 （様式第一号そのロ）	ばい煙に係る工場又は事業場の位置図（付近図を含む。）及び特定施設の設置図 ばい煙発生施設の構造概要図 ばい煙の発生及びばい煙の処理に係る操業の系統の概要図 ばい煙処理施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図 煙道に排出ガスの測定箇所が設けられている場

改正案

四	二		特定施設の構造等の変更の届出 (条例第九 条第二項)	騒音に係る特定施設設置・使用・種類ごとの数の変更届出書 (様式第一号その二・その三)	ト 工場排水等の公共用水域への排出の方法を示す図面
	(略)				
	(略)				
	(略)				

現行

四	二		特定施設の構造等の変更の届出 (条例第九 条第二項)	汚水に係る特定施設設置・使用・構造等変更届出書 (様式第一号その二)	合は、その場所を示す図面
	(略)				
	(略)	騒音に係る特定施設設置・使用・種類ごとの数の変更届出書 (様式第一号その三・その四)			イ 汚水に係る特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置図 ロ 汚水に係る特定施設の設置場所を示す図面 ハ 汚水に係る特定施設を含む操業の系統の概要図 ニ 汚水処理施設の設置場所を示す図面 ホ 汚水等の処理の系統の概要図 ヘ 汚水等の集水及び汚水処理施設までの導水の方法を示す図面 ト 工場排水等の公共用水域への排出の方法を示す図面
	(略)				

(削除)

様式第1号(その1)(第5条関係)

ばい煙に係る特定施設 { 設 置 } 届出書
 { 使 用 }
 { 構造等変更 }

年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

届出者 住 所
 氏 名

(記名押印又は署名)

{ 法人にあつては法人名 }
 { 及び代表者氏名 }

担当者
 T E L

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例第7条第1項・第8条第1項・第9条第2項の規定により、特定施設の設置・使用・構造等変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類		※施設番号	
特定施設の構造	別紙1のとおり。	※審査結果	
特定施設の使用の方法		※備 考	
ばい煙の処理の方法	別紙2のとおり。		

- 備考 1 工場又は事業場の位置図(付近図を含む。)及び特定施設の設置図を添付すること。
 2 ※印の欄には記載しないこと。
 3 用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。
 4 変更届出については、変更前、変更後の内容を対照させるものとする。

(削除)

別紙1

特定施設の構造及び使用の方法

工場又は事業場における施設番号					
名称及び形式					
着手予定年月日		年	月	日	年 月 日
使用開始予定年月日		年	月	日	年 月 日
規模	伝熱面積(m ²)				
	バーナーの燃料の燃焼能力 (重油換算 l/h)				
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等	時間/回	時~ 時 回/日	日/月	時間/回 回/日 日/月
	季節変動				
燃料又は電力	種類				
	燃料中の成分割合 (%)	灰分	い お う 分	灰分	い お う 分
	発熱量				
	通常の使用量 (l/h)				
	混焼割合				
排出ガス量(Nm ³ /h)		最大	通常	最大	通常
排出ガス温度(℃)					
ばい煙の濃度	ばいじん(g/Nm ³)	最大	通常	最大	通常
ばい煙量	いおう酸化物(Nm ³ /h)	最大	通常	最大	通常
参考事項					

備考 1 特定施設の構造概要図を添付すること。概要図には、主要寸法を記入すること。

2 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。

3 ばい煙の濃度は、ばい煙処理施設がある場合は、処理後の濃度とすること。

4 ばい煙の排出状況に著しい変動のある施設については、参考事項の欄に一工程中の排出量の変動の状況を記載すること。

(削除)

別紙2

ばい煙の処理の方法

ばい煙処理施設の工場又は事業場における施設番号					
処理に係る特定施設の工場又は事業場における施設番号					
ばい煙処理施設の種類、名称及び形式					
工事着手予定年月日				年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日				年 月 日	年 月 日
	排出ガス量 (Nm ³ /h)	最大			
		通常			
処	排出ガス温度 (°C)	処 理 前			
		処 理 後			
理	ばい煙の濃度 ばいじん (g/Nm ³)	最 大	処 理 前		
			処 理 後		
		通 常	処 理 前		
			処 理 後		
能	ばい煙量 いおう酸化物 (Nm ³ /h)	最 大	処 理 前		
			処 理 後		
		通 常	処 理 前		
			処 理 後		
力	捕集効率(%)	ばいじん			
		いおう酸化物			
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等			時～ 時 時間/回 回/日 日/月	時～ 時 時間/回 回/日 日/月
	季節変動の有無及びその概要				
煙突、フード等の大きさ(高さ×頂口径)					
排 出 速 度 (m / s)					

備考 ばい煙処理施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図、ばい煙の発生及びばい煙の処理に係る操業の系統の概念図並びに煙道に排出ガスの測定箇所が設けられている場合はその場所を示す図面を添付すること。

様式第1号(その1)(第5条関係)

汚水に係る特定施設 { 設 置 } 届出書
 { 使 用 }
 { 構造等変更 }

年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

届出者 住 所
 氏 名
 (記名押印又は署名)

{ 法人にあっては法人名 }
 { 及び代表者氏名 }

担当者
 T E L

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例第7条第1項・第8条第1項・第9条第2項の規定により、特定施設の設置・使用・構造等変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地		※受 理 年 月 日	年 月 日
特 定 施 設 の 種 類		※施 設 番 号	
△特 定 施 設 の 構 造	別紙1のとおり。	※審 査 結 果	
△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。	※備 考	
△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
△用水及び排水の系統			

- 備考 1 △印の欄の記載については、別紙によるものとし、かつ出来る限り図面、表等を利用すること。
 2 ※印の欄には記載しないこと。
 3 用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。
 4 変更届出については、変更前、変更後の内容を対照させるものとする。

様式第1号(その2)(第5条関係)

汚水に係る特定施設 { 設 置 } 届出書
 { 使 用 }
 { 構造等変更 }

年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

届出者 住 所
 氏 名
 (記名押印又は署名)

{ 法人にあっては法人名 }
 { 及び代表者氏名 }

担当者
 T E L

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例第7条第1項・第8条第1項・第9条第2項の規定により、特定施設の設置・使用・構造等変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地		※受 理 年 月 日	年 月 日
特 定 施 設 の 種 類		※施 設 番 号	
△特 定 施 設 の 構 造	別紙1のとおり。	※審 査 結 果	
△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。	※備 考	
△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
△用水及び排水の系統			

- 備考 1 △印の欄の記載については、別紙によるものとし、かつ出来る限り図面、表等を利用すること。
 2 ※印の欄には記載しないこと。
 3 用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。
 4 変更届出については、変更前、変更後の内容を対照させるものとする。

様式第1号(その2)(第5条関係)

騒音に係る特定施設の { 設 置 }
 { 使 用 } 届出書

年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

届出者 住 所
 氏 名

(記名押印又は署名)

{ 法人にあっては法人名 }
 { 及び代表者氏名 }

担当者

T E L

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例第7条第1項・第8条第1項の規定により、特定施設の設置・使用について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
工場又は事業場の事業内容		※施設番号	
資本の額又は出資の総額		※審査結果	
常時使用する従業員数		※備 考	
特定施設の種類の種類			
特定施設の種類の数等	別紙のとおり。		
騒音防止の方法			

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則別表第3に掲げる記号及び名称を記載すること。
- 2 工場又は事業場の付近の見取図及び建物の配置図並びに特定施設の設置場所を示す図面を添付すること。
- 3 ※印の欄には記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。
- 5 変更届出については、変更前、変更後の内容を対照させるものとする。

様式第1号(その3)(第5条関係)

騒音に係る特定施設の { 設 置 }
 { 使 用 } 届出書

年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

届出者 住 所
 氏 名

(記名押印又は署名)

{ 法人にあっては法人名 }
 { 及び代表者氏名 }

担当者

T E L

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例第7条第1項・第8条第1項の規定により、特定施設の設置・使用について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
工場又は事業場の事業内容		※施設番号	
資本の額又は出資の総額		※審査結果	
常時使用する従業員数		※備 考	
特定施設の種類の種類			
特定施設の種類の数等	別紙のとおり。		
騒音防止の方法			

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則別表第3に掲げる記号及び名称を記載すること。
- 2 工場又は事業場の付近の見取図及び建物の配置図並びに特定施設の設置場所を示す図面を添付すること。
- 3 ※印の欄には記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。
- 5 変更届出については、変更前、変更後の内容を対照させるものとする。

様式第1号(その3)(第5条関係)

騒音に係る特定施設の種類の数の変更届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 住所
氏名

(記名押印又は署名)

〔法人にあっては法人名〕
及び代表者氏名

担当者
T E L

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例第9条第2項の規定により、特定施設の種類の数の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類の種類		※施設番号	
特定施設の種類の数等	別紙のとおり。	※審査結果	
騒音防止の方法		※備考	

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則別表第3に掲げる記号及び名称を記載すること。
- 2 工場又は事業場の付近の見取図及び建物の配置図並びに特定施設の設置場所を示す図面を添付すること。
- 3 ※印の欄には記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。
- 5 変更届出については、変更前、変更後の内容を対照させるものとする。

別紙 (略)

様式第2号(第5条関係) (略)

様式第3号(第5条関係) (略)

様式第1号(その4)(第5条関係)

騒音に係る特定施設の種類の数の変更届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 住所
氏名

(記名押印又は署名)

〔法人にあっては法人名〕
及び代表者氏名

担当者
T E L

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例第9条第2項の規定により、特定施設の種類の数の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類の種類		※施設番号	
特定施設の種類の数等	別紙のとおり。	※審査結果	
騒音防止の方法		※備考	

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則別表第3に掲げる記号及び名称を記載すること。
- 2 工場又は事業場の付近の見取図及び建物の配置図並びに特定施設の設置場所を示す図面を添付すること。
- 3 ※印の欄には記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。
- 5 変更届出については、変更前、変更後の内容を対照させるものとする。

別紙 (略)

様式第2号(第5条関係) (略)

様式第3号(第5条関係) (略)

様式第4号(第5条関係) (略)

(削除)

(削除)

様式第4号(第5条関係) (略)

様式第5号 削除

様式第6号(その1)(第11条関係)

測定記録表 (ばい煙)

ばい煙発生施設の名称及び工場又は事業場における施設番号

測定年月日及び時刻	測定者	測定箇所	測定方法	ばい煙発生施設の使用状況	使用原料又は燃料の種類及びいおう分	排出ガス量 (Nm ³ /h)		いおう酸化物の量 (Nm ³ /h)		いおう酸化物の濃度 (ppm)		ばいじん (g/Nm ³)		備考
						平均	最大	平均	最大	平均	最大	平均	最大	

備考 使用原料又は燃料のいおう分(%)の記載にあたっては、重量比%又は容量比%の別を明らかにすること。

様式第5号(第9条関係)

測定記録表 (排水水)

測定年月日及び時刻	測定場所		特定施設の使用状況	採水者	分析者	測定項目								備考
	名称	排水量 (m ³ /日)												

備考 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。

様式第6号(その2)(第14条関係)

測定記録表 (排水水)

測定年月日及び時刻	測定場所		特定施設の使用状況	採水者	分析者	測定項目								備考
	名称	排水量 (m ³ /日)												

備考 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。

様式第6号(第18条関係)

(第1面)

第 号
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職 名

氏 名

生年月日 年 月 日生

年 月 日交付

年 月 日限り有効

福 岡 県 知 事 印

写
真

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該 当 の 有 無

- 備考 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「―」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

様式第7号(第22条関係)

(第1面)

第 号
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職 名

氏 名

生年月日 年 月 日生

年 月 日交付

年 月 日限り有効

福 岡 県 知 事 印

写
真

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該 当 の 有 無

- 備考 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「―」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。